

埼玉県第6回L P ガス料金負担軽減事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、L P ガス料金高騰の影響を受ける県内一般消費者等の負担を軽減するため、当該県内一般消費者等への請求金額の値引きを行った販売事業者に対し補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「L P ガス」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第1項に規定する液化石油ガスをいう。
- 2 この要綱において「県内一般消費者等」とは、現に県内でL P ガスを消費する者であつて、第1号又は第2号に掲げる者につき、それぞれ当該各号に定める者（以下「販売事業者」という。）と契約（第3号及び第4号に掲げるものを除く。）を締結した者をいう。
- 一 液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等 液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けた者
 - 二 L P ガスの消費の態様が生活の用に供する場合に類似している者 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録を受けた者
 - 三 液化石油ガス法施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第16条第13号ただし書の規定に基づく質量による販売契約
 - 四 国又は地方公共団体が管理している施設と締結する契約
- 3 この要綱において「補助対象事業」とは、次の各号のすべてに該当する値引きを行った販売事業者に対して、当該値引き額の原因を助成する事業をいう。
- 一 値引きを行った請求の対象日について、原則として令和8年7月1日から同年9月30日までの期間が含まれるもの、ただし、やむを得ない場合は10月31日までの期間が含まれるもの
 - 二 値引きの対象が県内一般消費者等であるもの
 - 三 値引き額が1,600円（請求額が1,600円未満の請求にあつては当該請求額）でかつ、当該値引きを各県内一般消費者等につき1回行ったもの
 - 四 本補助事業により値引きを行ったこと及び値引き額が当該値引きを行っ

た請求書又は検針票（以下「請求書等」という。）その他県内一般消費者等への通知文書に明記されていること。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、販売事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者とならない。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

二 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

三 暴力団関係者（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）

四 法人にあっては、代表者又は役員のうち前2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者に該当する者があるもの

五 その他知事が適当でないと認めた者

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる補助対象事業に要する経費につき、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 県内一般消費者等に対する値引き額 第2条第3項第3号に規定する値引き額の合計

二 事務経費 34,000円と補助対象者の県内一般消費者等の数に50円を掛けた額（2,800,000円を上限とする。）の合計

三 システム改修経費（補助対象事業の遂行のために行った請求書等を発行するためのシステムの改修に要した経費に限る。） 当該システム改修経費の額（150,000円を上限とする。）

（補助金交付の申請）

第5条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条第1項の規定により次の各号の書類を添えて令和8年10月31日までに提出するものとする。

一 補助金交付申請書（様式第1号）

二 誓約書（別紙1）

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請を受理したときは、当該申請書等を審査した上で、補助金を交付すべきと認めたときは、規則第7条の規定に基づき補助金交付の決定を通知するものとする。

2 前項の通知は様式第3号により行うものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の各号の条件を付すものとする。

- 一 事業の内容の変更をする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- 二 事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- 三 補助対象事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(事業の開始)

第8条 補助対象者は、第6条第2項の規定による交付決定通知を受領した日以後、速やかに県内一般消費者等に対する値引きに着手しなければならない。

(実績報告)

第9条 実績報告には次の各号の書類を添付しなければならない。

- 一 実績報告書(様式第2号)
 - 二 対象顧客値引前後比較表(別紙2)
 - 三 第4条第3号のシステム改修を実施した場合は、システム改修をした領収書等の写し(補助対象事業遂行のために行ったシステム改修費用の内訳が判るものを含む。)
 - 四 申請者の振込先口座情報が分かる通帳等の写し(第5回補助実施時の振込先から変更する、または第5回補助事業に参加していない場合)
 - 五 第2号の書類に記載される県内一般消費者等のうち、県が第6条第1項の補助金交付の決定を通知する際に指定した者に係る請求書等の写し
- 2 実績報告の提出期限は令和8年12月28日までとする。
- 3 実績報告はすべての補助対象事業完了後に1回行うものとする。

(値引き実績の確認)

- 第10条 県は前条第1項第2号の書類に記載される県内一般消費者等から、当該県内一般消費者等の数を200で除した件数（小数点以下は切り上げ、5件を上限とする。）の県内一般消費者等を抽出し、当該抽出した県内一般消費者等の請求書等の写しの提出について補助対象事業者に求めることとする。
- 2 前項により提出を求めたすべての請求書等の写しにより適正な値引きが確認されたことをもって、第4条第1号の経費が適正に計上されているものとみなすこととする。
- 3 前項により適正な経費の計上が確認されなかった場合、県は前条第1項第2号の書類に記載された県内一般消費者等から第1項で抽出した件数に10を乗じた件数（県内一般消費者等の件数から第1項により提出された請求書等の写しの件数を差し引いた残りが当該件数に満たない場合は当該差し引いた残りの件数）の県内一般消費者等を抽出し、当該抽出した県内一般消費者等の請求書等の写しの提出を補助対象事業者に求め、提出を求めたすべての請求書等の写しにより適正な値引きが確認されたことをもって、第4条第1号の経費が適正に計上されているものとみなすこととする。

（補助金交付額の確定）

- 第11条 知事は、第9条の報告を受けた場合において、当該報告に係る書類を審査し、補助対象事業の成果が前条により確認され、併せて補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、様式第4号により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

- 第12条 知事は、交付額を確定したときは、確定した額の補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

- 第13条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 一 法令に違反する行為があったとき。
 - 二 不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとするとき。
 - 三 補助対象者に該当しないことが明らかになったとき。
 - 四 その他この要綱の規定及び補助金交付の条件に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第14条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取消しをした場合について準用する。

(加算金及び延滞金)

第15条 補助対象者は、第13条の規定に基づく補助金の交付決定の取消しにより前条の規定による補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助対象者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に到達するまでは、当該納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金に充てられるものとする。

3 補助対象者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理等)

第16条 補助対象者は、補助対象事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助対象事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておくとともに、補助金にかかる経理についてその収支を明確にした証拠書類を整備しておかなければならない。

2 補助対象者は、前項の帳簿その他の書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 27 日から施行する。